

横須賀法人会 ニュース みなと

MINATO

CONTENTS

- 2022年から変わること
- 職場における労働衛生法が変わりました
- 誌上健康相談「前立腺肥大症について」

NO.
293
2022.3

法人会
消費税期限内納付
推進運動



ソレイユの丘 富士見百景にも選ばれている「ソレイユの丘」は、季節ごとに見事な花を咲かせて訪れる人を楽しませる。例年12月下旬頃から3月いっぱいくらいまで、約10万本の菜の花が雪をまとった富士山と美しい色合いを見せて春の訪れを誘う。

2022年から変わること

雇用保険マルチジョブホルダー制度（高年齢被保険者の特例）2022年1月～

雇用保険マルチジョブホルダー制度とは、複数の事業所で勤務する65歳以上の労働者が、そのうち2つの事業所での勤務を合計して以下の要件を満たす場合に、本人からハローワークに申出を行うことで、申出を行った日から特例的に雇用保険の被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができる制度です。

適用条件は、

- 複数の事業所に雇用される65歳以上の労働者であること
- 2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が5時間以上20時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が20時間以上であること
- 2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが31日以上であること

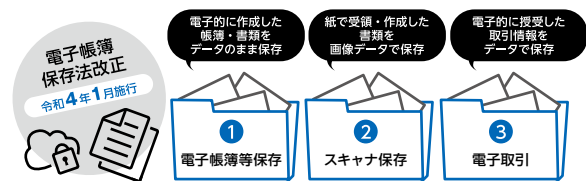
電子帳簿保存法の改正（2022年1月～）

2022年1月に電子帳簿保存法が改正されました。事前承認制度の廃止、タイムスタンプ要件の緩和などが盛り込まれており、多くの企業が導入に踏み切ると考えられています。

改正のポイントは次の4つです。

- 電子帳票保存制度の導入に係る事前承認制度の廃止
- タイムスタンプ要件の緩和
- スキャナー保存における適正事務処理要件の廃止
- 不正に対する罰則強化
(通常加重算税額からさらに10%を加算)

電子取引データ保存の義務化 ご存知ですか？



傷病手当金の支給期間の通算化（2022年1月～）

傷病手当金とは、会社で健康保険に加入している人が、病気休業中に被保険者とその家族の生活を保障するために設けられた制度です。病気やケガのために会社を休み、事業主から十分な報酬が受けられない場合に支給されます。

支給期間は、これまで支給を始めた日から起算して1年6カ月を超えない期間とされてきましたが、がん治療のように休職と復職を繰り返すケースも増えています。そこで、治療と仕事が両立できるよう、2022年1月からは、出勤に伴い不支給となった期間がある場合には、その分の期間を延長して傷病手当金の支給を受けられるようになります。

育児・介護休業法の改正（2022年4月～）

男性の育児休業が取りやすくなる育児・介護休業法の改正が国会で成立しました。2022年4月から順次新しい制度が始まります。

- 育休の周知・意向確認 義務（2022年4月～）
- 出生時育休制度（2022年10月ごろ～）



女性活躍推進法の改正（2022年4月～）

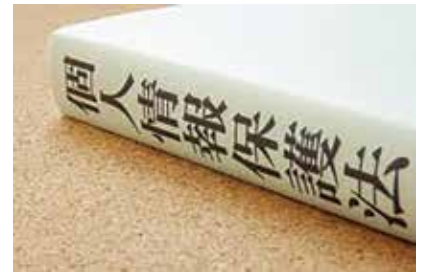
女性活躍推進法の改正で、自社の女性活躍に向けた行動計画や情報の公表を義務づけられる企業は、これまで常時雇用する労働者が301人以上でしたが、2022年4月からは101人以上まで広がります。



個人情報保護法の改正（2022年4月～）

改正個人情報保護法が2022年4月に施行されます。個人の権利意識の高まりや技術革新、グローバル化に対応し、大きく分けて6つのポイントがあります。

- 本人の請求権の拡充等
- 事業者の義務・公表等事項の追加
- 新たな情報類型の創設（仮名加工情報・個人関連情報）
- 部門別の認定個人情報保護団体の制度化
- ペナルティの強化
- 外国事業者関係（域外適用・第三者提供時の情報提供等）



パワハラ防止法（2022年4月～）

改正労働施策総合推進法（パワハラ防止法）が、中小企業でも2022年4月から適用されます。法的に明確化されたパワハラ基準に基づく具体的な防止措置への取り組みが義務づけられます。厚労省の公式サイトによれば、次の3つのポイントがあります

- 職場におけるパワハラに関する方針の明確化と労働者への周知、啓発
- 相談・苦情に応じ、適切に対応するための体制の整備
- パワハラ相談に対して事実関係の迅速かつ正確な確認と適正な対応をすること



年金制度改正法（2022年4月～）

2022年4月から施行される年金制度改正法の目的は、女性・高齢者の就業促進など、これまでよりも長い期間にわたり多様な形で働く人が増える状況に対応することにあります。厚労省の公式サイトによると、具体的には次のようなポイントがあります。

- 厚生年金保険・健康保険の適用範囲拡大
- 在職中の年金受給のあり方の見直し
- 受給開始時期の選択肢拡大
- 確定拠出年金の加入可能要件の見直し



白ナンバー車もアルコール検知器を義務化（2022年4月～）

運送業や運搬業など運ぶことを業務としている「緑ナンバー」で義務化されていたアルコール検査機でのチェックについて、あらたに自社製品の配送など「白ナンバー」の車を一定の台数以上使う事業者も対象になります。

2022年4月から義務づけられるのは次の2つです。アルコール検知器によるチェックは運転の前後で必要です。

- 運転前後の運転者の状態を目視等で確認することにより、運転者の酒気帯びの有無を確認すること
- 酒気帯びの有無について記録し、記録を1年間保存すること

2022年10月から義務化されるのは次の2つです。4月時点よりも厳格な対応が求められます。

- 運転者の酒気帯びの有無の確認を、アルコール検知器を用いて行うこと
- アルコール検知器を常時有効に保持すること

民法改正で18歳から成人に（2022年4月～）

民法改正により、2022年4月から、成人年齢が20歳から18歳に変わります。法務省の公式サイトによると、親の同意がなくても、携帯電話を購入する、一人暮らしのためのアパートを借りる、クレジットカードを作る、ローンを組んで自動車を購入するなどができるようになります。

その一方で、民法は、未成年者が親の同意を得ずに契約した場合には、原則として、契約を取り消すことができるのですが、18歳から成人になると、この対象から外れてしまいます。そのため、悪徳商法などによる消費者被害の拡大が懸念されています。



※引用「ツギノジダイ」著者・編集長 杉本 崇氏

三浦半島の 街道を行く — シリーズ 65

浦賀の「虎踊り」

享保5年（1720）伊豆半島下田にあった奉行所が浦賀に移転した。表向きの理由は、下田が港として不適當であるとされていたが、実は享保の改革の一環で、江戸の人口増大に伴う江戸流入の商品流通を掌握するため、江戸に近く港も広い浦賀港に移されたと考えられている。下田から多くの人に移り住み、浦賀の町は1000戸以上にも達した。奉行所の移転と同時に移ってきた人達が、下田で行われていた「虎舞」を浦賀でもやりたいという思いから、浦賀の「虎踊り」が始まったと伝えられている。下田に教えを請うていたが、実際に虎踊りが伝承されたのはこれより70～80年の後になったようだ。

虎は親子2体で、虎の頭は本邦880社の神符を貼って作られ、笛や太鼓に合わせて動く。踊りは、近松門左衛門の「国姓爺合戦」を題材に、和藤内（男児）唐子（女兒）、太唐人（成人男子）たちによって踊られる。海外舞踊の組み踊り様式を取り入れた唐子踊り、虎の出現で子供が退散して虎が舞台上を自由に振舞い、それを和藤内が叶明神の神符で押さえてみえを切り終わる。浦賀の虎踊りには唐子踊りが加えられたが、上方の芝居小屋で坂東三津五郎が踊っていたものを浦賀の人達が見覚えて、浦賀で振り付けをしたと言われている。それ以来、浦賀奉行所に於いて催されていた。西叶神社の例祭には伝授された長男だけにより奉納されたそうだ。なお、浜町（西浦賀4丁目）の鎮守である為朝神社の創建は、文政期（1820年代）といわれている。浜町の漁民が海に漂流していた鎮西八郎為朝（源為朝）の木像を引き上げ、地藏堂に安置したことから始まった。

現在は、虎踊りはこの為朝神社で、6月中旬に行われており、神奈川県指定文化財に指定されている。

「虎踊り（虎舞）」は、全国様々な地で継承されている。

同じ横須賀市内で伝わる「野比の虎踊り」と比べてみると、全体的な構成はよく似ているが、歌や踊りにそれぞれの個性が見られる。また、浦賀では和藤内を5年生くらいの男児が演じるのに対し、野比では成人男性が演じる。また野比では虎を演じる人と芸を変えて数回繰り返される。さらに、登場する虎は一匹のみ



浦賀の虎踊り（西浦賀・為朝神社）

である。野比の虎踊りは、戦前と戦後しばらく、それぞれ中断していたが、昭和47年に再度復活をした。現在では、隔年で白髭神社下広場に舞台を設けて催されている。久里浜の天神社にも虎踊りが伝えられていたが、虎を出すと天気が荒れるということで、大正末期に廃止となった。現在も神社内に虎の頭が保管されている。

「横須賀の虎踊り」の原点である伊豆地域では、琉球とも中国、台湾とも言われる唐の人達が下田に上陸し、滞在中にお世話になったお礼にと舞われて以来、伝承されてきたとのこと。現在も、南伊豆町小稲の来宮神社において「虎舞」が伝えられている。毎年旧暦の8月14日の夜、来宮神社の祭典として行われる。「国姓爺合戦」の一部を舞にしたもので、漢人「和藤内」が竹藪に差し掛かった時に大虎と出くわし、格闘の末、虎を生け捕りにし連れ帰るという筋書きである。豊年の年には竜も出て竜虎の舞が行われる。和藤内と虎以外の登場はいないが、クライマックスの両者が戦う場面は横須賀のもの比べて迫力がある構成だ。（静岡県の無形文化財指定）下田の黒船祭りで文化交流として「浦賀の虎踊り」と「小稲の虎舞」の共演を行い、264年ぶりの里帰りを果たした。

虎踊りは、何百年という歴史を人々の努力で受け継がれてきた。今も町内会、保存会では新人育成に向けて様々な努力をしているとのことであった。また、地域の文化として継承するだけでなく、地域外のイベントにも参加し、その知名度を広げる活動も行っている。多くの人に「横須賀の虎踊り」を知ってもらい、将来に亘り継承されていくことを願いたい。

広報委員（株）関東ビルシステム 野澤真知子
参考文献／神奈川県横須賀市に伝わる「虎踊り」

2022年度 国税専門官募集

Pride of the Specialist ～公平な世の中を創る、志～

適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を、我々と一緒に目指してみませんか。

国税専門官は、国税局や税務署において、税務のスペシャリストとして法律・経済・会計等の専門知識を駆使して適正な課税を維持し、また、租税収入を確保するための事務を行います。

◇ 受験資格

- 1 1992（平成4）年4月2日～2001（平成13）年4月1日生まれの者
- 2 2001（平成13）年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学（短期大学を除く。以下同じ。）を卒業した者及び2023（令和5）年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

人事院国家公務員試験
【採用NAVI】



◇ 申込手続

- 1 申込方法
インターネット申込み
人事院ホームページ上の申込専用アドレスをご利用ください。
- 2 受付期間
令和4年3月18日(金) 9時から令和4年4月4日(月) [受信有効] まで
- 3 受験案内交付期間
令和4年2月1日(火)から令和4年4月4日(月)まで
9時から17時まで（土・日曜日及び祝日を除く。）
- 4 受験案内交付場所
東京国税局又は最寄りの税務署若しくは人事院各地方事務局（所）
（注）人事院ホームページからもダウンロードすることができます。

- ◇ 試験日 第1次試験 令和4年6月5日(日)
第2次試験 令和4年7月4日(月)から令和4年7月15日(金)までのうち指定された日時

採用関係お役立ちリンク集

※ 試験概要等の詳しい情報は、東京国税局ホームページ
「採用関係お役立ちリンク集」をご確認ください。

【問合せ先】東京国税局 総務部 人事第二課 試験係
(代表)03-3542-2111 内線2162



消費税のインボイス制度が令和5年10月1日から導入されます。

適格請求書発行者（登録事業者）のみが適格請求書（インボイス）を交付することができます。

登録申請手続きはお早めに！ぜひe-Taxをご利用ください。

インボイス制度について詳しく知りたい方は、「インボイス制度特設サイト」まで。

軽減・インボイスコールセンター 0120-205-553 (9:00～17:00土日祝除く)



職場における労働衛生基準が変わりました ～照度、便所、救急用具等に係る改正を行いました～

令和3年12月1日に「事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部を改正する省令」が公布され、職場における一般的な労働衛生基準が見直されました。事務所における照明の基準のほか、事務所その他の作業場における清潔、休養などに関する労働衛生基準は、次によることとしてください。

省令の改正に伴って変更される点

- 作業面の照度【事務所則第10条】** ※令和4年12月1日施行
現在の知見に基づいて事務作業の区分が変更され、基準が引き上げられました。
- 便所の設備【事務所則第17条、安衛則第628条】**
新たに「独立個室型の便所」※が法令で位置付けられました。
便所を男性用と女性用に区別して設置するという原則は維持されますが、独立個室型の便所を付加する場合の取扱い、少人数の作業場における例外と留意事項が示されました。
なお、従来の設置基準を満たしている便所を設けている場合は変更の必要はありません。
※男性用と女性用に区別しない四方を壁等で囲まれた一個の便房により構成される便所。
- 救急用具の内容【安衛則第634条】**
作業場に備えなければならない負傷者の手当に必要な救急用具・材料について、具体的な品目の規定がなくなりました。

ポイント：社会状況の変化に合わせすべての働く人々を視野に対応

作業場における清潔を保持するための措置、休養のための措置、良好な作業環境を確保するための措置などは、すべての働く人々にとって重要です。関係通達も含めた労働衛生基準の見直しについて、次頁で詳しく説明しています。



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署



(R3.12)

職場における労働衛生基準見直しの 主な項目とポイント

(事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則の一部改正関係)

主な項目	見直しのポイント
照度 【事務所のみ】 (R4.12.1施行)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務作業における作業面の照度の作業区分を2区分とし、基準を引き上げた。 <ul style="list-style-type: none"> 一般的な事務作業(300ルクス以上) 付随的な事務作業(150ルクス以上) ・個々の事務作業に応じた適切な照度については、作業ごとにJIS Z 9110などの基準を参照する。
便所 ※便所を男性用と女性用に区別して設置する原則は維持。	<ul style="list-style-type: none"> ・男性用と女性用の便所を設けた上で、独立個室型の便所^{注)}を設けたときは、男性用及び女性用の便所の設置基準に一定数反映させる。 ・少人数(同時に就業する労働者が常時10人以内)の作業場において、建物の構造の理由からやむを得ない場合などについては独立個室型の便所で足りるものとした。既存の男女別便所の廃止などは不可。 ・従来の基準を満たす便所を設けている場合は変更は不要。 <p>注)独立個室型の便所:男性用と女性用を区別しない四方を壁等で囲まれた一つの便房により構成される便所。</p>
シャワー設備等	設ける場合は誰もが安全に利用できるようにプライバシーにも配慮する。
休憩の設備	事業場の実情に応じ、広さや設備などを検討することが望ましい。
休養室・休養所	<ul style="list-style-type: none"> ・随時利用が可能となるよう機能を確保する。 ・入口・通路からの目隠し、出入り制限等、設置場所等に応じ、プライバシーと安全性の両者に配慮する。
作業環境測定 【事務所のみ】	一酸化炭素、二酸化炭素濃度の測定機器は、検知管に限らず同等以上の性能を有する電子機器等も可である旨を明示した。
救急用具の内容	<p>作業場に備えるべき救急用具・材料について、一律に備えなければならない具体的な品目についての規定を削除した。</p> <p>職場で発生することが想定される労働災害等に応じ、応急手当に必要なものを産業医等の意見、衛生委員会等での調査審議、検討等の結果等を踏まえ、備え付けることとした。</p>



厚生委員会

健康相談 No.143

横須賀市立市民病院

泌尿器科診療部長

藤川 敦 先生

前立腺肥大症について

今回は前立腺肥大症についての話です。

前立腺は男性にのみ存在する臓器で、精液を作っています。加齢とともに、前立腺は肥大することが多く、尿の通り道である尿道は前立腺のほぼ真ん中を通過しているため、前立腺肥大症になると、尿道が狭くなっていき、尿の出方が悪くなっていきます。

おなかに力を入れないと尿が出ない、尿を出した後も、まだ残っている感じがする、尿の勢いがなくなってきた、尿が途中で途切れる、トイレに何度も行きたくなる、急にトイレに行きたくなる、……等々の症状がある場合は、それは前立腺肥大症が原因である可能性があります。

このような症状があり、その原因が前立腺である場合、そのまま放置しておくとうなるのでしょうか？

実は、肥大した前立腺というのは、基本的には元には戻りません。そのため、治療しなければ、症状は悪化することはあっても、改善することはありません。

放置した場合、夜間の飲酒などを契機に、尿が出なくなってしまうことがあります（尿閉）。下腹部が膨満して非常に苦みます。やむを得ず夜間に救急受診され、尿道に排尿用のカテーテルを挿入しなければならないこともあります。また、前立腺肥大症による排尿障害が長期にわたると、やがて排尿機能は破綻し、やはり排尿用カテーテルの挿入、という状態になってしまいます。

前立腺肥大症自体は、前立腺がんなどの悪性疾患ではなく良性疾患です。前立腺肥大症が前立腺がんに変化することはありません。しかし、排尿に関する症状が前立腺肥大症であるとは限らず、その症状の原因が前立腺がんによる場合もあります。原因を見分けるには、泌尿器科による診察・診断が不可欠です。そのうえで、原因に応じた治療法が提示されます。

泌尿器科を受診された場合、まずは症状に関するお話を色々伺います。また、症状に関するアンケート用紙に記入していただき、症状の程度を点数化して評価します。超音波で前立腺の大きさを測定することもあります。癌との鑑別には前立腺がんの腫瘍マーカー（PSA）が有効です。採血検査ですので、症状のある方は、ほぼ全員採取しています。

治療としては、症状が軽度なら投薬治療が基本です。強い排尿障害、あるいは尿閉状態の方には、レーザーによる内視鏡治療が行われています。開腹手術ではなく、入院も1週間未満のことが多いので、負担は比較的少ないのではないかと思います。

三浦半島西部地域は高齢化の進行が顕著で、前立腺肥大症の方が多く、日々の診療での数多くの患者さんが受診されています。もし、ご自身の排尿に関する症状で、気になることがあれば、やはり一度は泌尿器科専門医による診察を受けられることが望ましいと思います。

(公社) 地域医療振興協会

横須賀市立市民病院

横須賀市長坂1-3-2

TEL 856-3136 FAX 858-1776

あなたの会社(お店)をPRしませんか

1枚10円で2,600社の会員企業にチラシを折り込みます!

会報を利用して横須賀・三浦に効率よく広告

A4サイズ・カラー・モノクロ・両面印刷可

印刷されたものをお持ち込み又は郵送で事務局まで。詳しくはお問い合わせを!

《法人会事務局》TEL 046-825-7100 FAX 046-826-3073

e-mail office@yokosuka-hojinkai.com



使用人に社宅や寮などを貸したとき

東京地方税理士会 横須賀支部 税理士 大野 浩美



【1】 使用人に対して社宅や寮などを貸与する場合には、使用人から1か月当たり一定額の家賃（以下「賃貸料相当額」といいます。）以上を受け取っていれば給与として課税されません。

賃貸料相当額とは、次の(1)～(3)の合計額をいいます。

- (1) (その年度の建物の固定資産税の課税標準額) × 0.2%
- (2) 12円 × (その建物の総床面積(平方メートル) / 3.3(平方メートル))
- (3) (その年度の敷地の固定資産税の課税標準額) × 0.22%

使用人に無償で貸与する場合には、この賃貸料相当額が給与として課税されます。

使用人から賃貸料相当額より低い家賃を受け取っている場合には、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額が、給与として課税されます。

しかし、使用人から受け取っている家賃が、賃貸料相当額の50%以上であれば、受け取っている家賃と賃貸料相当額との差額は、給与として課税されません。

【2】 計算例

- (1) その年度の建物の固定資産税の課税標準額 593,000円
- (2) その建物の総床面積(平方メートル) 99㎡
- (3) その年度の敷地の固定資産税の課税標準額 2,400,000円

$$593,000円 \times 0.2\% + 12円 \times 99㎡ / 3.3㎡ + 2,400,000円 \times 0.22\% = 6,826円$$

(賃貸料相当額)

賃貸料相当額が6,826円の社宅を使用人に貸与した場合

〈ケース1〉 使用人に無償で貸与する場合には、1か月当たり6,826円が給与として課税されます。

〈ケース2〉 使用人から3,000円の家賃を受け取る場合には、賃貸料相当額である6,826円と3,000円との差額の3,826円が給与として課税

されます。

〈ケース3〉 使用人から4,000円の家賃を受け取る場合には、4,000円は賃貸料相当額である6,826円の50%以上ですので、賃貸料相当額である6,826円と4,000円との差額の2,826円は給与として課税されません。

【3】 留意点

(1) 会社などが所有している社宅や寮などを貸与するに限らず、他から借りて貸与する場合でも、前に説明した三つを合計した金額が賃貸料相当額となります。

したがって、他から借り受けた社宅や寮などを貸与する場合にも、貸主等から固定資産税の課税標準額などを確認することが必要です。賃借人が、市町村で固定資産公課証明書等の課税標準額が記載された証明書を発行してもらうことも可能ですが、その際は、本人確認書類や賃貸借契約書など、必要となる書類等がありますので事前に確認することをおすすめします。

なお、ここでいう「固定資産税の課税標準額」は、地方税法の規定により、原則として固定資産課税台帳に登録された価格によるものとされています。

(2) 現金で支給される住宅手当や、入居者が直接契約している場合の家賃負担は、社宅の貸与とは認められないので給与として課税されます。

なお、看護師や守衛など、仕事を行う上で勤務場所を離れて住むことが困難な使用人に対して、仕事に従事させる都合上社宅や寮を貸与する場合には、無償で貸与しても給与として課税されない場合があります。

*詳しくは税理士にご相談ください。



にせ税理士に注意!!



**にせ税理士に
注意してください!**

東京地方税理士会横須賀支部
横須賀市平成町2-14-4 横須賀商工会議所3階
TEL 046-824-4193



しょせん、矛盾は 程度問題だと割り切る

ジャーナリスト 海部 隆太郎

それなりの学識経験者を取材したときのこと。話が多岐にわたり、子供の頃に親から聞かされたという逸話を教えてくれた。ともかく深く考えさせられることがあったので紹介してみたい。

昔、とても貧しい村に突如、何でも願いをかなえてくれるという地蔵が出現した。最初は1人の村人が、疑いながらも豊かになりたいと地蔵に願を掛けた。すると、その通り豊かになることができた。それを見た村人たちは、われもわれもと押し寄せ、すべての村人の暮らしが豊かになったという。ところが、みんなが豊かだと面白くないと村人は思い始める。次に、「自分以外は貧乏になれ」と村人たちは願い始めた。結果として、昔のような貧乏な村に戻ってしまったそうだ。

取材した時期は、ちょうど国政選挙があった頃で、ポピュリズムの話からの雑談でこの逸話が出てきた。取材相手は「願いをかなえる地蔵とポピュリズムがどこか似てないか」という問題提起だったが、それは無理があると感じた。

多くの人が幸せになることで自分も幸せだと感じるのか、自分より不幸な人がいることで自分は幸せだと感じるのか。他人の不幸の上に自分の幸福を築こうとする考えの間違いを、逸話は伝えているのではと私は理解する。すべての村人が豊かであり続けてほしいと願えば、何も問題はなかったはず。つまり「持続可能」な豊かさを得るのは極めて簡単な行動であったのにできなかった。人の心に巣くう自己中心的な考えや差別意識が、自らも含めて村全体を貧しくしてしまったのだと思う。

いくらでもつつける重箱の隅

かなり強引に無理のある形で話をつないでしまうのだが、「持続可能」という言葉で連想するのはSDGs（持続可能な開発目標）だろう。17の目標は際限のない取り組みに思えてならないが、やらなければ未来の地球・人類の行く末は厳しさしか見えてこない。ただ世界各地で紛争は絶えず、深刻な人権問題、国ごとに事情が異なる環境問題への対応など、それぞれに課題が多いのはご承知の通りだ。

SDGsの最重要事項は①脱炭素、②人権、③ダイバーシティの3つだと思う。このうち①の環境問題について、地球温暖化と日本の課題に詳しい大学教授の話聞いた。

それによると、日本は2050年までに、再生可能エネルギーによる主力電源化などによる脱炭素社会の実現に取り組むこととなった。しかし、太陽光発電パネルは、石炭火力発電で得られた電力を使って生産する中国製品が圧倒的シェアを占めており、今後、日本に輸入される電気自動車も同じことだと教授は強調する。脱炭素が「非脱炭素から生産される製品を使って達成する取り組み」では、首をかしげたくなる。何とも不思議なことだ。

この問題取材し調べていくと矛盾を感じる数が少なくない。他にも指摘したい項目はあり、重箱の隅はいくらでもつつけるように思う。だが、理想と現実のギャップは常にあること。言っていることとやっていることの違いや矛盾は常に存在し、それを改善させながら進む方が無理はない。矛盾は程度の問題ではないか。

それよりも17の目標に向かって全世界がベクトルを合わせていくことが大事だと考える。そのための行動に出ることを優先すべきだと思う。冒頭で触れた逸話のようになってはいけない。

筆者紹介 海部隆太郎 (かいべ・りゅうたろう)
法政大学卒。全国紙記者、IT企業を経てフリー。中小企業を中心に企業が抱える幅広い課題を取材、執筆活動を展開する。

国税電子申告・納税システム

e-Tax

納税にはダイレクト納付が便利です!

e-Taxを利用して電子申告等をした後に、届出をした預貯金口座から、簡単な操作で即時又は期日を指定して納付することができます。

※事前にダイレクト納付利用届出書の提出が必要です。※届出書の提出から利用可能となるまで、1か月程度かかります。

**「e-Tax」なら国税に関する
申告や納税、申請・届出など
の手続きがインターネットで
行えます。**

e-Taxを利用して
所得税及び復興特別所得税の
申告をするとこんなメリットが!

添付書類の
提出省略

還付が
スピーディー

電子申告で
効率UP!

法人会 法人会は会社経営の効率化のために e-Taxの普及を支援しています。

ご利用に際し条件、注意事項があります。詳しくはホームページでご確認ください。

[イータックス](#)

(上右) 葉の花の柳の左の(右) ② (上中) 柄の柳の左の(右) ③ (上左) 葉の柳の左の(右) ④ (下右) 地球(右) ⑤ (下中) 葉の柳の左の(右) ⑥ (下左) 葉の柳の左の(右) ⑦

新 会員紹介

(令和3年12月～令和4年2月 順不同・敬称略)

— 広げよう会員の輪 —
近くの会員企業を利用しましょう

支部	法人名	代表者名	所在地	電話	業種
北部地区会					
田浦	ARCH(株)	俵 幸四郎	船越町1-57 中村ビル202	874-5141	結婚相談所・イベント・仲人募集業
南部地区会					
浦賀西	(同)笑福商店	山田 大	浦賀2-11-15	854-4308	介護福祉業
久里浜中央	* 焼屋 定道	後藤 定道	久里浜4-8-12 ダイナリビル1F	080-7500-1205	飲食業
西部地区会					
武山	(株)桜咲建設	高橋 築輝	武1-15-8	856-5696	土木業
大楠	(株)クライムゴルフ	山口 哲則	佐島の丘1-15-4	080-1445-6209	ゴルフ関連事業
三浦地区会					
三崎第3	(株)雅建設	後藤 雅人	三崎町小網代70-4	882-3462	土木・外構・造成業
三崎第3	* トーアインターナショナル(株)	向井 伸輔	晴海町12-14	854-4727	自動車他輸出入販売他

*は賛助会員です



※左右の絵には相違点が7か所あります。
見つけられますか？
(答えは10頁にあります)

7つの間違い探し

広報の窓



私は甲寅生まれの47歳で、今年が年男になります。気持ちだけは若いつもりですが、小さな段差に躓いたり、近くが見えづらくなったりと初老の症状が最近出てきました。

そんな状況を変えようと4年前からジョギングを日課にしています。コロナ禍の中でも比較的出来る趣味なので、本当に老若男女問わず走られている方が多いです。

体を動かす事で気づいた事があります。学生時代は中高とバレーボールをやっていたので、体は常に動かしていましたが、23歳で結婚してからは仕事場と自宅の往復で20年間ほぼ運動ゼロでした。初めは走ると心拍数が上がり、息が切れ、苦しさがありました。そこを辛抱して数年続けていると、どん

なに厳しい状況でも冷静に俯瞰して自分を見ている事に気づきました。

ジョギングを始める前は仕事においてもどこか感情をコントロールできず、大変な事や苦しい事に頭の中を大きくとらわれ、いつも余裕がない自分がありました。

若い頃は失敗もまた経験だと言えましたが、経営者になれば失敗は許されません。そんな中でもジョギングは苦しい表情で走ってその辺に倒れこんでも、大会で途中リタイヤしても怒られる事はありません。なぜなら自分との戦いだからです。

仕事では得られない達成感があるジョギングは、体の続く限りやっていきたいと思います。

皆様も走りませんか？

広報委員会副委員長
(株)ファミリー電気商会 高橋 繁一



AIG

変化し続ける 時代の 進化し続ける 保険。

世の中が変化し、中小企業のビジネス環境も大きく変わりました。
この変化を、チャンスと捉える人々がいます。
新規事業を立ち上げるチャンス。ビジネス効率化をはかるチャンス。
でも、変化にともなう新たなリスクも気になる。
そんな中小企業の皆さまの声に応えるために、
AIG損保は保険を進化させました。

新型コロナや越境ECなどにもなうリスクに対応。
お客様のビジネス環境をヒアリングして
適切な補償をつくるオーダーメイド方式。
いまをしなやかに生きる会社を
いちばん近くで支えるための、新しい賠償保険です。

——— 新たなリスクに、適切な補償プランを。 ———

事業賠償・費用総合保険「ALL STARs」新発売

AIG損保

近くにいる。チカラになる。

www.aig.co.jp/sonpo

